国民年金だより

ご存知ですか？
こんなこと、
あんなこと

高知西年金事務所
高知市旭町３-70-１
☎088・875・1717
市民課保険医療係
☎42・1191

カラ期間にご注意ください

老齢基礎年金を受けるためには、公的年金制度の保険料を納めた期間と国民年金の保険料を免除された期間をあわせて25年以上あることが必要です。

「加入期間が数年足りなかったから、老齢基礎年金を受けられない」といった深刻な話を聞くことがあります。このようなとき「カラ期間」の算入をすることにより、加入期間を満たすことができる場合があります。

カラ期間とは

老齢基礎年金などの受給資格期間をみる場合に、期間の計算には入れるが、年金額には反映されない期間のことで、正式には合算対象期間と言います。年金額に反映されないため、いわゆる「カラ期間」と呼ばれています。

カラ期間には、次のような期間（いずれも20歳以上60歳未満の期間）などがあります。

①昭和61年3月以前に、国民年金に任意加入できる人が任意加入しなかった期間
②平成3年3月以前に、学生であるため国民年金に任意加入しなかった期間
③昭和36年4月以降海外に住んでいた期間
④昭和61年3月までに厚生年金などから脱退手当を受けた期間

本人の申し出が必要です

ただし、これらのカラ期間は、年金の未加入期間となっていて、日本年金機構にはその記録が残されていないため、原則として本人の申し出に基づいてカラ期間の有無が調査されることになっています。

そのため、25年の老齢基礎年金の資格期間を満たせない方で、カラ期間になる期間があると思われる方は、年金事務所または市民課保険医療係に相談してください。

年金事務所 出張年金相談日

日にち
6月12日（水）
7月10日（水）

受付時間
午前10時～11時40分
午後 1 時～ 3 時

開催場所
総合保健福祉センター３階会議室

※相談者が多数の場合、受け付けを締め切ることがあります。また、受け付けの順番により、午後の相談になる場合があります。

介護保険係からのお知らせ

生計困難者に対する利用者負担の軽減

介護サービスを受けている方で、生計が困難な方に対して、社会福祉法人などが提供する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護などのサービスについて利用者負担額が軽減されます。

なお、生活保護受給中の方は、居室にかかる費用についてのみ、軽減対象となっています。

対象者
世帯全員が個人市民税非課税で、収入や世帯の状況、利用者負担などを総合的に考慮し、生計が困難と認められる方。

申請
随時、申請をすることができます。収入が分かる書類（年金の通知書、通帳など）を持参の上、長寿介護課介護保険係へお越しください。

特定入所者介護サービス費（負担限度額認定）

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設などの介護保険施設に入所、またはショートステイの利用をする場合の食費・居住費は利用者の負担ですが、世帯全員が個人市民税非課税などの方には負担限度額（1～3段階）を設けています。

この負担限度額の認定を受けるには申請（随時受付）が必要です。

なお、現在負担限度額認定証をお持ちの方には、6月に更新の申請書を送りますので、必要な方は申請を行なってください。

詳しい内容については、長寿介護課介護保険係までお問い合わせください。

長寿介護課　介護保険係
☎42・1205